

# 西条市農業委員会 令和3年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和3年9月7日(火) 午後1時56分から午後2時24分
2. 場 所 東予総合支所 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%  
推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10.0%  
※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
会長代理	12番	渡邊 敏昭					
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一	
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二	
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番	越智 信仁	
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番	戸田 博明	
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴	
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一			
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武			

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	青野栄一	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

## 7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和3年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

### 【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

### 【会長、議長席に着く】

会 長 それでは、ただ今から、令和3年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

高木キクミ委員、井上雅貴委員の両委員にお願いいたします。

今回、市議会の本会議の出席要請があり、渡邊職務代理が出席しています。まもなく到着する予定です。

出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局	<p>事務局の田口です。よろしくお願ひします。</p> <p>4 ページをお願ひいたします。</p> <p>86号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>87号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>88号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>89号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>90号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>24号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする再申請であります。なお本申請は、令和3年度第2回総会にて審議した案件ですが、売買対象地は農地として管理されており、問題なかったのですが、譲受人の〇〇氏が所有している畑に産業廃棄物の不法投棄が確認されたため、保留にしていたが、令和3年8月16日に、担当委員3名による現地確認の結果、不法投棄は解消されました。</p> <p>91号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>92号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。</p> <p>以上、8件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上、8件であります。86号から順次ご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
地区委員	<p>86号、87号、88号 問題ありません。</p> <p>89号 問題ありません。</p> <p>90号、24号 問題ありません。</p> <p>91号 問題ありません。</p> <p>92号 問題ありません。</p>
議 長	<p>他に、ご意見・ご意義等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上8件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条及び農地法第5条関係

議長 次に、6ページ、議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いします。

農地法第3条について、

第93号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。

第94号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。

農地法第5条について、

第79号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間（担い手が営農する場合）の一時転用をしようとする申請でございます。

第80号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間（担い手が営農する場合）の一時転用をしようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

両方とも営農型太陽光発電施設の案件です。

以上、4件ではありますが、地元の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

地区委員 93号、94号、79号、80号 問題ありません。

議長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、9ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 10ページをお願いします。  
8号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

9号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の〇〇氏が、倉庫を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、申請人が申請地の地目変更、建物の登記などを行おうとしていたところ、建物建築のために必要な農地法上の許可を得ていないことが判明しました。申請人からは、「十分な調査を行わず、関係法令を十分に理解していなかったことが原因であるため、今後は法令を十分調査するとともに関係者に確認します」との始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、3件であります。8号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 8号 問題ありません。  
9号 問題ありません。  
10号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承

認することとし、知事に進達いたします。

### 農地法第5条関係

議長 次に、11ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 12ページをお願いします。

69号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、レタスの水耕栽培の生産工場を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、譲渡人が湿田のため耕作できず、農地法の許可申請なく、平成10年頃から東側にある事務所への進入路として使用しておりました。譲渡人からは、「今後は農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

70号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、1区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

72号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

73号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設に転用しようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

76号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

77号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、譲渡人が令和元年頃に、申請地を整地したうえで家庭菜園、来訪者の駐車場に利用しておりました。譲渡人からは、「以後このようなことがないように注意し、農地法の手続きを遵守いたします」との始末書が提出されております。

78号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

81号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太

陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、11件であります、69号から順次ご意見をお伺いしたい  
と思しますので、よろしくお願いたします。

地区委員 69号 問題ありません。  
70号、71号、72号、73号 問題ありません。  
74号 問題ありません。  
75号 問題ありません。  
76号、77号 問題ありません。  
78号 問題ありません。  
81号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということありますので、以上11件を原案どおり  
承認することとし、知事に進達いたします。

#### 第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、15ページ、議案第5号、農地法第5条にかかる転用事業計  
画に対する意見の決定について を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 16ページをお願いします。  
4号、5号は、〇〇の〇〇が、  
ホテル等 3棟建設するものとして平成30年1月の総会にてご  
審議いただき、進達・許可された案件であります、令和元年8月の  
総会にて事業計画の見直しにより、当初の計画にはなかった建築物の  
設計等が整ったことから変更承認を受けました。

令和2年9月の総会で、2回目の事業計画の見直しがあり、各施設  
の建築費用に係る資金を金融機関から借り入れるに当たり、その融資  
返済に対する担保・保証の確実性を向上させるため、新たに設立した

運営会社に各施設を運営委託するとともに、各施設の機能補完を目的とした駐輪場などの付属建物を建築するため、変更承認を受けました。

今回、3回目の事業計画の見直しであり、ホテルの構造上建築確認において、ホテルの棟数を1棟から2棟に分ける必要があり、また、新型コロナウイルスの影響により、温泉施設等の建設を凍結するため、変更承認を受けようとするものです。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上2件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 4号、5号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、19ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 21ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書22ページから28ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、37件、面積は、11万7,531.71㎡となっております。そのうち、所有権移転は、5件、面積は、1万7,600㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。



議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。  
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、  
原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、28ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたし  
ます。

事務局 令和3年7月16日から、令和3年8月13日までの受付期間中  
に、農地法第18条第6項、解約通知を12件、農地法施行規則第2  
9条第1号届出1件、農地バンク農地登録1件 受理いたしました。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

戸田委員 128号については、先日貸人が亡くなったところであるが、合意  
解約は成立していますか。

事務局 死亡しているかどうか確認の上、合意解約の処理をしているため、  
提出された段階では死亡していないと思われれます。死亡している場合  
は、相続代表の方からの手続きとなります。再度、システムで死亡し  
ているかどうかの確認をさせていただきます。

議 長 他にご意見等ございませんか。  
無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。  
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。  
この際、他に何かございませんか。  
無いようですので、以上で総会を閉じます。  
慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条の規定による転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和3年9月7日 午後2時24分